

慶弔等渉外細則

第一章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、衣川台自治会規約第26条の規定に基づき、慶弔費および渉外費について必要な事項を定めるものとする。

第二章 慶弔費

(慶弔費の支給対象と内容)

第2条 慶弔費の支給対象と内容は、次のとおりとする。

1. 自治会員または会員世帯の同居の親族が亡くなられた場合、香典3,000円を会長または副会長が持参する。ただし、香典を辞退されている場合は、ご遺族の意思を確認の上、これに相当するお供えすることができる。
2. 前項に対する香典返しは、受け取らない。
3. 第1項に定めた事項以外で支給の必要が生じた場合は、会長・副会長・会計で協議し支給を決定する。

第三章 渉外費

(渉外費の支出対象と内容)

第3条 渉外費の支給対象と内容は、次のとおりとする。

1. 衣川天満宮春祭り、鞍掛神社例大祭、梅宮神社節句祭など近隣神社から祭礼列席の招待を受けた場合、玉串料5,000円および献酒2本を持参する。ただし、衣川天満宮春祭りに関しては、御神輿御魂入れ儀式があるため、玉串料10,000円および献酒2本を持参する。
2. 前項に定めた事項以外で謝礼等支出の必要が生じた場合は、会長・副会長・会計で協議し支出を決定する。

付則 この細則は、平成17年12月18日から施行する。

付則 この細則は、役員会の議決により細則の改正を決定した日(平成22年1月17日)から施行する。(第2条の慶弔費の支給内容の一部改正)

付則 この細則は、総会の議決により細則の改正を決定した日(平成23年3月20日)から施行する。(第3条の渉外費の支給内容の一部改正)

付則 この細則は、総会の議決により細則の改正を決定した日の翌日(平成29年3月20日)から施行する。(第2条の慶弔費の支給内容の一部改正)